

障害者自立支援法の抜本改正に関する意見書(案)

障害者自立支援法が施行されて2年半余が経過した。来年は同法の規定にもとづき「3年後の見直し」をおこなう年にあたり、政府は、来年の通常国会に障害者自立支援法「改正」案を提出するとしていますが、法施行後に噴出している数多くの矛盾、障害者、施設の深刻な実態をみれば、部分的な手直しで済ませられない事態であることは明瞭です。

この間、原則1割の応益負担による重い負担増のために、施設や在宅サービスの利用を断念・抑制せざるをえない障害者が相次ぎました。報酬が大幅に削減されたために、事業所は職員の労働条件の切り下げを余儀なくされ、離職者が相次ぎ人手不足は一段と深刻化しています。このままでは、障害者福祉の基盤が崩壊しかねない深刻な事態です。

制度に対する批判の声と運動はかつてなく大きく広がり、これまでに「特別対策」「緊急措置」と2度にわたって利用者負担軽減など改善策が施されました。しかし政府は、なお矛盾の根幹である応益負担制度に手をつけようとしないなど、根本的な解決には至っていません。

来年の自立支援法の見直しにあたっては、政府が批准を予定している国連の「障害者権利条約」にも照らして、障害のある人が人間らしく生きる権利を真に保障するものとなるように、政府ならびに国会に対して、下記事項を強く要望する。

記

- 1、 「応益負担」制度は廃止すること
- 2、 事業所に対する報酬を引き上げること
- 3、 就労支援、「くらしの場」のあり方を権利保障の視点で見直すこと
- 4、 障害のある子どもの発達を保障すること
- 5、 自立支援医療は元に戻し、拡充すること
- 6、 「障害程度区分」認定は根本的に見直すこと
- 7、 地域生活支援事業へ国の財政保障を十分におこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年 12月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)